

平成25年第4回常陸太田市議会定例会会議録

平成25年9月11日(水)

議事日程(第3号)

平成25年9月11日午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員

18番	後藤 守 議長	17番	川又 照雄 副議長
1番	井坂 孝行 議員	2番	藤田 謙二 議員
3番	赤堀 平二郎 議員	4番	木村 郁郎 議員
5番	深谷 涉 議員	6番	鈴木 二郎 議員
7番	平山 晶邦 議員	8番	益子 慎哉 議員
9番	菊池 伸也 議員	10番	深谷 秀峰 議員
11番	高星 勝幸 議員	12番	成井 小太郎 議員
13番	茅根 猛 議員	14番	片野 宗隆 議員
15番	福地 正文 議員	16番	山口 恒男 議員
19番	黒沢 義久 議員	20番	沢 畠 亮 議員
21番	高木 将 議員	22番	宇野 隆子 議員

説明のため出席した者

大久保 太一 市長	梅原 勤 副市長
中原 一博 教育長	佐藤 啓 総務部長兼政策企画部長
荻津 一成 市民生活部長	塙 信夫 保健福祉部長
檜村 浩治 産業部長	鈴木 典夫 建設部長
山崎 弘行 会計管理者	鈴木 則文 上下水道部長
福地 壽之 消防長	山崎 修一 教育次長
宇野 智明 秘書課長	植木 宏 総務課長
中村 弘 監査委員	

事務局職員出席者

吉成 賢一 事務局長	金子 充 議事係長
------------	-----------

午前 10 時開議

○後藤守議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は 22 名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第 1 一般質問

○後藤守議長 日程第 1，一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順に発言を許します。

22 番宇野隆子議員の発言を許します。

〔22 番 宇野隆子議員 登壇〕

○22 番（宇野隆子議員） 皆さん、おはようございます。日本共産党の宇野隆子です。通告に基づいて一般質問を行います。

昨日も同僚議員が話しましたが、2020年のオリンピック、パラリンピックの東京開催が決まりました。IOC総会の決定を尊重して、スポーツを通じて国際平和と友好を促進するというオリンピック精神の実現に努めることが重要であり、国民や都民の生活や環境と調和のとれた無理のない取り組みを進めることが求められると思います。東京開催に決まったということは、私もうれしい思いであります。

しかし、テレビのニュースで見えておりました非常に気になることがありました。それについて述べたいと思いますけれども、東京招致について内外からさまざまな不安と疑問の声が出されており、無条件の信認ではありません。

IOCプレゼンテーションで安倍首相が福島第一原発について、このように述べております。

「状況はコントロールされている。健康問題については今でも将来も全く問題ない。完全に問題のないものにするために、抜本的解決に向けたプログラムを私が責任を持って決定し既に着手している」と述べまして、私もニュースでこの一部を聞きまして驚いたわけです。現状はコントロールどころか制御不能に陥って、放射能汚染水がどこからどう漏れ出しているのか全容すらわからない、対策も具体的にとれておりません。ただ、国際的な場で述べた以上、国際公約となるわけです。問題ないというなら、その根拠を国際的にも国民と国会の前にも明らかにして責任を果たす必要があると感じましたけれども、皆さんはニュースを見てどのように感じられたでしょうか。

さて、さきの参議院選挙では、衆参のねじれが解消したと言われますが、国民多数の声と政治とのねじれは一層深刻になっています。消費税増税、原発再稼働、憲法9条改定、TPP問題、米軍基地問題など、直面する国政の重要課題を巡って安倍内閣の姿勢と国民との矛盾はいよいよ

深まり、激動的な危機が進展していかざるを得ないと、このように思います。

住民の暮らし、命を脅かす国の政治に対して、住民の暮らしと福祉を守る防波堤の役割を果たすのが自治体の本来の仕事です。私はその立場から、市民の暮らし応援、福祉の充実、地域経済の活性化を求めて一般質問を行います。

最初に、東海第二原発の再稼働問題と地域防災計画について質問します。

1点目は、常陸太田市地域防災計画（原子力災害対策計画編）の見直しについて伺います。3・11巨大地震と大津波、東京電力福島第一原発の爆発は、過去の日本で起きたことのない世界でも例を見ない複合大災害となって日本を襲いました。原子力災害対策見直しの中心点は、福島の教訓を生かし切る、このことに尽きると思います。

私は昨年10月、日本共産党県北議員団の一行で、東京電力福島第一原発事故により大半が警戒区域内に指定されていた福島県楢葉町を視察してまいりました。20キロ圏内警戒区域すれすれのところまで行ってきましたが放射能に汚染されて、測量計を持っていきましても、その線量は3.5マイクロシーベルトという大変な高線量でした。もちろん町民は誰ひとりおらず、田畑はセイタカアワダチソウが生い茂り、一面黄色の景色が続いておりました。家族や地域がばらばらにされ、町にいつ帰れるのか、実際にどれだけの町民が帰ってくるのかと、無念の思いで困難な避難生活を送っていることを思うと、本当に胸が痛み怒りが込み上げてきました。

福島第一原発が立地する双葉町では、井戸川前町長が震災翌日の朝、バスを待つより避難が先だと、マイカーに相乗りして逃げるように町民に指示をしております。北西に43キロメートル離れた川俣町の町長に直接電話をして受け入れを要請しました。遠くの自治体と協定を結んでおくべきだった、これまでの防災計画は役に立たなかったと悔しがり、福島の教訓を歴史に刻み、次の防災に生かしてほしいと痛切に語っております。

東海第二原発で大事故が起きたときどう対処するのか、市民の命、健康、財産、仕事、家族、培われてきた地域コミュニティなど、あらゆる市民生活と産業を守るため、どのような防災計画を作ろうとしているのか伺います。被災現場が発する生の声は大変貴重な警鐘だと思います。国の指針や県の計画に従うだけの見直しではなく、福島の教訓を生かすべく現地への視察調査を常陸太田市はどのように行ってきたのか、市の防災計画にどう生かすのか伺いたいと思います。

2点目は、住民の広域避難計画についてです。

茨城県知事は昨年3月の県議会で、東海第二原発30キロメートル圏内市町村の全人口が106万人と極めて多いことから、県内にあるバスを総動員しても1回に24万人しか搬送できないため、一斉避難は不可能だと述べました。県内のバスの約7,000台全てを動かすという机上の数字をもってしても一斉避難はできないという見解を示しましたが、本市が5万2,000人の市民を安全に30キロメートル圏外に避難させることができるのかどうか、実行可能と考えているのか、この点についてお伺いいたします。

3点目は、県から示されたシミュレーションを受けて、どのような段取りで避難計画を作るのか伺います。

県主導で広域避難計画年度内策定を目指すということが報道されています。県の原子力安全対

策課は、避難シミュレーション36のパターンを示しておりますが、原発事故が単独で発生したという想定であり、地震や津波による被害は想定していないという大きな問題があります。まず、原発が危機的状態に陥ってから避難指示が出るが、道路はどこも通行可能である、停電はしておらず信号は生きている。半径5キロ圏の住民の避難を優先し、半径30キロ圏の住民は順序良く避難することを前提にしております。

3・11大震災では、本市も電気、水道などライフラインもストップして、293号の里川橋が損傷し通行止めになりました。県道では機初橋と栄橋付近、棚谷町地内が通行止め、市道も亀裂や崩落のため通行止めになりました。電話も不通で家族の安否確認もままならない不安とパニックの状態にありました。常陸太田市としては、どのような段取りで避難計画を作るのか伺います。

次に、東海第二原発について伺います。

1点目は、事故時の通報連絡体制についてです。

先日のJ-PARC事故でも通報の後れ、不正確さが問題になりました。3・11の際、日本原電から東海第二原発の非常事態を伝える常陸太田市への通報はどうだったのか、混乱の中でも通信が途絶える中、どのような連絡方法があったのか、全職員が当時、地震、津波の情報収集や避難所の開設、支援物資の手配など、初動体制の整備に奔走しており、問題の原発の非常事態には十分対応できたのかどうか伺いたいと思います。

2点目は、廃炉についてです。

福島原発事故は収束もしておらず、放射能汚染水処理は非常事態となっているのはご承知のとおりです。廃炉のプロセスも解決できていないなど課題が山積です。そのようなもとでいまだに15万人以上の人々がふるさとや自宅を追われ、かわりに降り注いだ大量の放射性物質が残っています。原発は絶対に受け入れられるものではありません。世論調査でも原発再稼働反対が賛成を大きく上回っています。

ところが安倍内閣は成長戦略の中で、「原発再稼働に向けて政府一丸となって最大限取り組む」と明記し、原発ゼロを願う世論に真っ向から挑戦するものとなっています。国の原子力規制委員会は、新たな規制基準を決定し、7月以降再稼働の申請があった原発の適合判断を行い、その上で立地自治体の同意を得て最終的には政府がゴーサインを出すという流れが強まっております。

茨城県は、東海第二原発の再稼働について、知事は地元自治体と協議していくと言っておりますが、東海第二原発は稼働してから34年がたち老朽化しております。30キロメートル圏内には94万人が暮らしており避難は困難です。東海第二原発が電力を供給している東京電力管内において電力不足は生じておりません。したがって、5万人以上の常陸太田市民の命を守る立場に立って、再稼働は認めない、廃炉を表明するよう求めますが、ご所見を伺います。

2番目に、自然エネルギー活用の現状と今後の方針について伺います。

1点目は、対策の現状と今後の方針についてです。

自然エネルギーを活用し、エネルギー自給率を高めることは、地球温暖化防止はもちろんのこと、地域に新しい仕事と雇用を創出する上で地域経済の活性化にもつながります。私は繰り返し

こうしたことを取り上げて、自然エネルギー、再生可能エネルギーの活用の取り組みについて質問してきました。

昨年、平成24年度当初予算に再生可能エネルギー推進事業費として調査費を計上し、太陽光や水力など自然エネルギーを活用するための可能性調査を実施しております。自然エネルギーの活用場所や種類を選定して実現可能な調査結果をまとめていきたいということでした。

そこでお伺いたします。昨日も説明されましたが、メガソーラを設置した日本コムシスがありますけれども、民間ベースは質問の時間の関係上結構です。本市におけるこれまでの取り組みの現状と、今後さらにどう進めていくのかについて伺います。

2点目は、新たな環境基本計画についてです。

今年は環境基本計画の目標期間2009年4月から2014年3月までの5年間の最終年に当たります。この5年間の第1次とすれば、第2次計画について市環境審議会、市民環境会議などの役割もありますが、2次計画に向けて策定作業がどのような方法で進められているのか、第1次計画にはない原発事故による土壌の汚染、保管など、計画の中に当然入ってくると思いますが、どのように計画をされているのか伺いたいと思います。

3番目に、指定管理者制度の導入の問題について伺います。

1点目は、指定管理者制度の推進問題についてです。

法改正が行われてから大分たちますけれども、私は今まで指定管理者制度について、当時設置者が的確に市民ニーズを把握し方針化できるのか、方針が正しく管理者に反映できるのか、契約期間がおおむね3年から5年ごとの入札で業者決定されることから、技能知識の蓄積や人材育成ができるのかなどの問題点を指摘してきました。

本市では、指定管理者制度を総合福祉会館、西金砂そばの郷、物産センター「こめ工房」、温水プールなど9団体、19の施設に導入しておりますが、今議会で市民交流センター、高齢者生産活動センターへの導入が提案されております。

私は、導入する場合に、地方自治体の権限を活用して地域に経済計画が及ぶよう区域内の事業者を指定したり、管理者の情報公開などを通じ、実際の働き手の雇用の安定や労働条件の確保を図るなどの工夫が必要だということも主張して、JA茨城みずほやふるさと振興公社、あるいは医師会、歯科医師会が管理者となることについてこれまで賛成をしてきました。現在、次から次と指定管理者制度に移行されていきますが、本市としてどのような基本的な考え方、方針で今後推進していくのかについて伺います。

2点目は、市民交流センターへの導入問題についてです。

指定管理者に関し提案を受ける中身について、常陸太田市民交流センター事業運営委員会について、この2点についてまず伺います。

1点目の市の公の施設に係る指定の手続等に関する規定によって必要な書類を添えて申請することになりますが、その中で事業計画書の主な内容について伺います。

2点目は、事業運営委員会は現在10名で構成されており、教育次長もメンバーになっております。主に自主企画事業計画などをもとに、市民交流センターの設置目的に沿って事業推進の重要

な委員会として位置づけられておりますが、指定管理者制度に移行した場合でもその位置づけは変わらないのかどうか伺いたと思います。

4番目に、平和事業について伺います。

1点目は、平和市長会議への加盟についてです。

私は一昨年の9月議会で平和市長会議——今年6月の平和会議で「平和市長会議」から「平和首長会議」への名称変更になりましたけれども——その加盟を提案しました。その質問後、まもなく本市でも加盟されましたけれども、本市における広島、長崎の被爆の実相を伝える活動や平和授業の実施が期待されるところです。

今年4月のNPT再検討会議第2回準備委員会において、74カ国が共同で発表し、最終的には80カ国が賛同した核兵器の人的影響に関する共同声明に日本政府が賛同しないという大変残念な出来事があったことについて、平和首長会議が日本政府に対して唯一の被爆国として核兵器の非合法化を目指し取り組んでいる国々と連携を図り、核兵器のない世界の実現に向けた国際的機運をさらに高めるとともに、核兵器禁止条約の早期実現に向け、具体的交渉開始のリーダーシップをとるよう要請文を提出するなど積極的な役割を果たしております。

また、平和首長会議は、2020年までに世界の核兵器をなくするという目標を掲げています。平和首長会議では、加盟都市5,000突破記念原爆ポスター展の一斉開催を全加盟都市に呼びかけるなど、2013年から2017年度までの5年間の平和首長会議行動計画でさまざまな取り組みをしております。本市にもそのような呼びかけが来ていると思いますけれども、本市として今後の取り組みの計画などについて伺います。

2点目は、平和授業の今後の取り組みについて伺います。

今年の原水爆禁止世界大会の長崎決議、長崎からの呼びかけは、「核の被害者をつくらせない」の願いをひとつに原発の再稼働と輸出に反対し、原発からの脱却と自然エネルギーへの転換を求める運動との共同を一層強めましょう、核兵器と原発との危険な関係や放射線被害の実態について学び、知らせましょうと、このようなことが呼びかけられたわけです。ますます平和授業、平和教育が重要になっていると思います。

私は今まで、一般質問で毎年の予算要望の中でも平和展の開催や平和大使派遣事業などを要望してきましたが、本市の平和授業の今後の取り組みについて伺います。

最後5番目になりますが、小中学校の教育環境の整備について伺います。

1点目は、小中学校の普通教室へのエアコン設置についてです。

今年の夏も連日35度を超える猛暑日が続く、夏休みが終わり9月に入っても続いています。熱中症で多くの高齢者が亡くなるという痛ましい事件が全国で起き、ニュースでもエアコンを上手に使った熱中症予防の注意を促していました。熱中症の恐ろしさを実感した夏です。今や夏の生活にエアコンは必需品です。

常陸太田市内の小中学校には、パソコン室、保健室、職員室、そして一部の学校——これは金砂郷地区の学校だけに、旧金砂郷町時代に図書館のエアコンが設置されておりますが、普通教室は未設置の状況にあるわけです。学校では夏の猛暑対策に大変な苦勞をされております。バザー

の収益金を寄附してもらい、1教室に二、三千円の家庭用の扇風機1台を置いてしのいだり、教室外昇降口などにミストシャワーを使用したり、また、子どもたちに水筒を持たせたりしております。現場では、子どもたちの健康を守るためにできる限りの涙ぐましい努力をされておりますが、勉強に集中できる環境とはほど遠い状況です。このような状況を1日も早く改善すべきではないでしょうか。

文科省は、教室の温熱環境の基準について、「学校保健法」による規則では、「教室の温度は夏は25度から28度であること、湿度は30%から80%が望ましい」としております。全ての子どもに教育を保障する立場から、どの子にとっても快適に学び生活できるという環境を整備していくという観点を大切に、全ての小中学校の普通教室にエアコンの設置を求めますが、いかがお考えかお伺いいたします。

また、小中学校の普通教室は、学校の統廃合により普通教室の数は200室ほどになると思えますけれども、小中学校にエアコン設置をするのに市の予算、国から3分の1の補助があると思えますけれども、それぞれ幾らになるのか試算されていると思えますので伺います。

6月から建設が始まった里美地区統合小学校にエアコンを追加工事として検討してはどうかと、この件についてもお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○後藤守議長 答弁を求めます。総務部長兼政策企画部長。

〔佐藤啓総務部長兼政策企画部長 登壇〕

○佐藤啓総務部長兼政策企画部長 まず初めに、東海第二原発の再稼働問題と地域防災計画についてのご質問の中の、地域防災計画の見直しについてのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の福島第一原発の教訓を市の防災計画にどう生かすのかというご質問についてでございますけれども、福島第一原発事故の教訓としては、想定されていたよりも広い範囲に被害が及んでいるということ、また、情報収集や連絡体制の中心となるオフサイトセンターが機能しなかったことなどにより住民などへの正確な情報伝達ができなかったこと、また、広域的な避難計画や安定ヨウ素剤の配布などの応急被曝対策計画が策定されていなかったことによる住民の混乱等が指摘されておまして、これらの教訓から国の指針や県計画の修正が行われているところでございます。

本市の地域防災計画の原子力災害対策計画につきましても、このような福島原発事故の教訓を踏まえた国の指針や県計画に基づきまして、第1段階としましては、災害対策の区域、EPZの10キロ圏から今後はUPZの30キロ圏へということで変更されました。また、情報収集連絡体制としてのオフサイトセンターが適切に機能するように規定が明確化され、これに伴う住民への正確な情報伝達などについて防災計画を修正してまいりました。

なお、現地調査に行ったのかというご質問については、これについては行っていないという状況です。

2点目の広域避難計画についてでございますけれども、今回の修正におきましては、原子力災害対策の根幹となる避難計画や応急被曝対策、安定ヨウ素剤の配布についてはPAZ圏内を示さ

れておりますが、UPZ圏内は未定ということで、このような内容が課題事項としてまだ残っておりまして、今後さらに修正を加えていくこととしております。

県におきましては、今年度中に避難計画などの残された課題について、市町村と連携しながら計画を修正していくということにしていまして、この動きに合わせて本市の計画も修正を行っていきたいと考えております。したがって、3点目の県からのシミュレーションを受けての避難計画の策定のご質問につきましては、現段階において県から避難方法やルートなどの具体的なシミュレーションが示されていないという状況でございますので、これらが示された時点で分析を判断してまいりたいと考えています。

なお、避難計画については、他市町村や他県にもまたがるものであり、市独自の策定は困難でありますから、県や周辺自治体と足並みをそろえて策定を進めてまいりたいと考えております。

次に、東海第二原発についてのご質問にお答えをいたします。

事故時の通報連絡体制についてでございます。茨城県原子力安全協定に基づき、事業所から事故があった場合には通報が入ることになっております。協定におきましては、東海第二発電所を含む14の事業所が対象になっておりまして、勤務時間内におきましては本庁へ電話及びファクスにより、勤務時間外においてはあらかじめ指定された防災担当の職員に対し24時間体制で通報が入るものとなっております。

また、市におきましては、受信をいたしました防災担当職員――総務課長を含む7名でございますけれども――から秘書課職員を経由して市長及び副市長に連絡する体制をとっています。緊急時には防災担当職員から直接市長、副市長に連絡する体制をとっています。また、このような体制のほか、総務部長を初め防災関係の職員には、緊急連絡用の一斉メールの配信により連絡、招集できる体制も整えているところでございます。これらの通報における事故の状況に応じまして、支所も含め必要な対応、対策をとることになります。

また、東日本大震災時にどのような連絡体制をとっていたのかということでございますけれども、東海第二原発に係る事故ではなく、福島事故ではありますけれども、東海第二の敷地内のモニタリングポストにおいて高い放射線量が測定されたため、これに係る通報がございました。また、東海第二原発の情報としては、3つの電源のうち1つの電源が停止したため、原子炉の緊急停止をしたことについての通報がございました。

2点目の廃炉についてでございますけれども、現時点におきましては、廃炉あるいは再稼働も含めた原子力発電への賛成、反対の判断ができる状況ではないと考えております。国のエネルギー政策についての考え方がいまだ示されていない状況や、原子力施設における安全対策がどこまで有効であるかなど不明な点もございます。また、住民の安全の確保ということにつきましてもUPZへ範囲が拡大されたことについて、その避難計画の具体的な内容が示されておらず、国・県の責任において有効な具体的な施策が示されなければ、市町村における地域防災計画の見直しは非常に困難であることから、原子力発電の再稼働について現時点においては容認することができないという考えでおります。原子力災害につきましては、一自治体対応が困難なものが多数あることから、今後示される国の考え方や施策を見きわめた上で判断をしてまいりたいと考えてお

ります。

次に、指定管理者制度の問題についての中、どのような基本的な考え方で指定管理者制度の導入の推進をしているのかというご質問にお答えをいたします。

指定管理者制度ですけれども、この制度は住民の利用に供する公の施設であって、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年9月に地方自治法の中に設けられたものです。

本市においてもこの制度の趣旨を踏まえまして、民間事業者等を活用することにより住民サービスの向上が図られるのか、あわせて管理経費の削減が図られるのかという観点で導入を推進しております。

次に、平和授業についてのご質問の中、平和市長会議への加盟についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご承知のとおり、平和市長会議は世界の都市が緊密な連携を築くことによって核兵器廃絶を実現させるとともに、人類の共存を脅かす飢餓、貧困、難民、人権などの諸問題の解決、さらには環境保護のために努力することによって世界恒久平和の実現を目指しているNGOでございます。議員のご発言にもございましたように、本市では平成22年3月に加盟をしまして、以来核兵器禁止条約の早期実現を目指した取り組みの推進、具体的には核兵器廃絶の動きに逆行する行為に対する抗議文の送付等への賛同、署名などに参画をしております。

どのような考え方で加盟をしたのかということについてですが、本市では平成7年6月に核兵器廃絶と世界の恒久平和の実現を願い、核兵器廃絶平和都市宣言を行っておりますが、今日における核を巡る世界情勢等を見ますと、依然として複数の国々で核実験や核兵器開発を進めている状況が見られるなど憂慮すべき状況にあり、また中近東、北アフリカ、中央アフリカなどにおいて、生命と平和の尊さが脅かされるような動きが見られることなどから、改めて世界の多くの都市とともに個々の意識を高めながら緊密な連携のもとで恒久平和実現に向けて活動していくことの重要性を認識し、加盟をいたしましたものでございます。

議員の発言でも触れられておりましたけれども、今後は近隣自治体の取り組み、また、加盟団体の取り組みなどを参考にしながら、多くの市民の皆様とともに身近なところから生命と平和の尊さを考えられるような取り組みを実行してまいりたいと考えております。

次に、平和授業の今後の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

太平洋戦争で大きな戦禍を受けた近隣事態などでは、当時の戦禍の記録や写真などが残されているために、それらの展示等を行うことを通じて身近な問題として生命や平和の尊さを考えていただく取り組みが行われているということは承知しております。

一方、本市におけるこれまでの平和授業としては、市立図書館において8月を戦争や平和を考える月間に位置づけまして、平和や核問題、悲惨な戦争などをテーマに書かれた本をカウンター前の特設コーナーに並べ、多くの市民の皆様にご覧いただき取り組みを行ったり、本年8月10日には、ビデオライブラリーで戦争童話集のDVD上映会を開催したりといった取り組みが行われてきておりますが、今後も市民に身近なところで戦争の悲惨さや平和の尊さを伝え、ともに

考える場づくりを行うことを基本に、取り組みの具体化を図ってまいりたいと考えております。

授業化に当たりましては、小中学校などにおいて平和教育や人権教育がさまざまな学科、学習過程において丁寧に行われていることを踏まえ、児童生徒の参加による取り組みができないかどうか、また、人権啓発に係る授業と連携した取り組みができないかどうか、さらには、他団体や市民団体などとの取り組みと連携した授業展開ができないかなど、関係者や関係団体と相談をしながら幅広い視点から実施事業の検討を行ってまいりたいと考えております。

○後藤守議長 市民生活部長。

〔荻津一成市民生活部長 登壇〕

○荻津一成市民生活部長 自然エネルギーの活用の現状と今後の方針についてのご質問にお答えをいたします。

まず、本市の対策の現状についてでございますが、本市では環境基本計画に基づき、再生可能エネルギーの普及促進に取り組んできております。平成22年度からは一般家庭への太陽光発電システムや高効率給湯器の設置費用の補助を開始し、8月31日現在でございますけれども、1,919世帯への補助を行ってきたところでございます。

また、再生可能エネルギーの施設として、里川町に風力発電設備1基を、市役所本庁舎や峰山中学校など7施設に太陽光発電設備を設置しており、本年度におきましても生涯学習センターなど4施設に太陽光発電設備を設置する予定であり、うち3施設につきましては、非常事態用の蓄電池を備えた設備を設置する予定でございます。

また、小水力発電につきましては、昨年度に小水力発電の可能性の概略的な調査——予備調査を行いまして、今年度につきましては、県の再生可能エネルギー等導入推進基金事業の中で、県や地域と連携して地域の資源を生かした活用の具体策の検討を進めているところでございます。

次に、今後の方針と新たな環境基本計画についてでございますが、新たな環境基本計画につきましては、現在関係各課で構成した策定委員会において計画原案の作成などを進めており、さらに今後は外部組織である環境審議会や市民環境会議での審議、並びにパブリックコメントを踏まえながら策定し、年度内に計画決定する予定でございます。

新しい計画の中では、地球温暖化対策や循環型システムの構築の観点に基づき、引き続き再生可能エネルギーの普及推進を重点施策の1つとして位置づけ、太陽光発電や小水力発電等の取り組みを行っていく考えでございます。

また、放射能対策として除染事後モニタリングの実施と監視、仮置き場の管理と最終的な処理対策、学校、公共施設の除染土壌等の管理、農作物や水の放射性物質検査、そしてこれらの広報についても新しい計画に盛り込んでいく考えでございます。

○後藤守議長 教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 まず最初に、市民交流センターへ指定管理者制度の導入問題についてのうち、指定管理者に関し提案を受ける中身についてお答えいたします。

指定管理者の指定を受けようとする団体等は、常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定の

手続等に関する条例第3条の規定により、管理を行おうとする施設の事業計画書など5種類の書類を添えて申請期間内に申請することになります。

特に管理を行おうとする施設の事業計画書の内容といたしましては、施設の管理運営に関する基本的な考え方、あるいは施設の利用促進計画、広報PR計画、そして施設の財務運営のあり方に関する考え方、芸術・文化振興に関する業務の実施方法などの項目がございますが、その細部にわたっての提案を受けることになります。

次に、常陸太田市民交流センター事業運営委員会についてお答えいたします。

常陸太田市民交流センター事業運営委員会は、市民の文化の向上と地域住民の交流を目指し、市民ニーズに応えられるような事業実施が図られるように、さまざまな観点から市民交流センターの事業推進に関することを検討する機関として、平成19年9月に組織されました。委員は市民の代表、文化団体関係者及び行政関係者など10名で組織されております。会議は年2回以上開催され、事業計画や事業報告などが協議・検討されております。指定管理者制度への移行後につきましても、引き続きこの委員会を活用して、自主企画事業計画など重要事項を協議・検討してまいりたいと考えております。

次に、小中学校の教室へのエアコンの設置についてでございます。まず、暑さ対策についての考えでございますが、近年の夏の猛暑に対する当面の対策といたしましては、環境省から出されます熱中症予防のマニュアルなどを活用し、児童生徒の健康観察を徹底して行うことを初め、健康学習、保健学習の実施や必要に応じて半袖の体操服への着がえ、家から水筒を持参させて小まめに水分をとったりするなどの指導をしてきております。環境面では窓やドアを大きく開放して風の通りをよくするとともに、学校によってはミストシャワーを設置し、屋外での体感温度の低下に努めているところでございます。このように、児童生徒自ら暑さから自分を守るということも大事でありますので、工夫しながら暑さ対策の生活をするよう今後とも指導してまいりたいと思っております。

一方、エアコンなど教室棟への環境整備をするに当たっては、健康面、あるいはコスト面からどのような方法がよいのか、慎重に考えていく必要があるかと思っております。

次に、小中学校の全ての普通教室にエアコンを設置した場合の試算でございますが、小学校において普通教室として使用している部屋は132室、同じく中学校においては60室あり、計192室が設置対象となります。

まず、小学校の試算額でございますが、最も大きいのが太田小学校で3,500万円、来年度統合であります現在の段階で最も小さい賀美小学校で2,000万円程度です。平均しますと1校当たり2,500万円で、小学校14校では3億4,300万円となります。

中学校では、最も大きいのが瑞竜中学校の2,700万円、最も少ないのは里美中学校の2,000万円で、平均しますと1校当たり2,300万円、中学校8校では1億8,200万円となります。

小中学校エアコン設置費用合わせますと、あくまでも概算でございますが、総額5億2,500万円となります。試算において小規模校においても2,000万円程度の経費がかかりますのは、学校に設置されている一般にキュービクルと言われる高圧受電設備の容量が不足するため、これ

を改修する必要があるために、この結果1室当たりの単価は大きな差が生じます。

なお、学校への省エネルギー型空調設備の導入については国庫補助の対象となっております。必要経費の3分の1が補助されることとなっております。本市においては耐震工事が一段落した後において、老朽化した工事の大規模改修等について検討する必要がありますので、エアコン導入につきましてもあわせてそのときの検討課題とさせていただきます。

次に、里美地区統合小学校へのエアコンの導入についてでございますが、里美中学校を増築する形での里美地区統合小学校でございますが、普通教室4室、特別支援教室2室、図書室など建設工事を行っているところでございます。このうち図書室及びもう一室「学びの広場」という多目的な教室になりますけれども、これは児童同士、あるいは先生方との触れ合いができて勉強ができる部屋でございます。この2室にエアコン設置を予定しております。

増築部分全部に空調を設置しますと、小学校と中学校が一体となった施設の中で、小学校部分だけが全館空調といった偏った状態にもなってしまいます。先ほど申し上げましたように、本市においては耐震化工事が一段落した後において、老朽化した校舎の大規模改修等について検討する必要があると考えておりますので、エアコン導入につきましても、その際にあわせて検討課題とさせていただきます。

○後藤守議長 宇野議員に申し上げます。この質問につきましては、宇野議員が質問したことに対して全員で会議を開いているわけです。また、執行部も質問されたことに答弁しているわけですから、その辺を十分承知して発言をしていただきたいと思います。

宇野議員。

[22番 宇野隆子議員 質問者席へ]

○22番(宇野隆子議員) 5番目の小中学校へのエアコン設置の件についてですけれども、教育長のお話の中でおおむねわかりました。

今、各学校でいろいろ努力しているミストシャワーの件ですけれども、これについては小学校で調べましたら、14校あるうち8校が設置して6校が設置予定なし、中学校においては8校のうち5校がミストシャワーを設置して3校は設置の予定なしと学校によってもさまざまで、どのように使われているのか、どこに置いてあるのかということで、私も小学校を見てきましたが、霧のようなシャワーがふわっとかかるだけで本当に一瞬だけなんです。でも、こういうものも暑さ対策として当面必要ですので、教育委員会の中できちんと財源をとって、エアコンにかわるもので暑さ対策としてやれるものは全校配置と、このことについてどのようにお考えですか。

○後藤守議長 答弁を求めます。教育長。

○中原一博教育長 ただいまのミストシャワーにつきましては、まだ未設置の学校がございますので、これは教育委員会主導で設置するように努めてまいります。経費につきましても5,000円以内ということですから、経費については学校と協議しながら進めてまいります。

○後藤守議長 宇野議員。

○22番(宇野隆子議員) それでは、1番の東海第二原発の再稼働問題と地域防災計画に移りたいと思います。

常陸太田市防災会議が現在25名で構成されております。私はこの中に原電の社員もメンバーに入れたらどうかと思います。原電にもきちんと原子力防災対策計画で責任を持ってもらうという意味で、入れることについてはどのようにお考えか伺います。

○後藤守議長 答弁を求めます。総務部長兼政策企画部長。

○佐藤啓総務部長兼政策企画部長 ご質問にお答えいたします。

平成11年のJCOの事故以降、茨城原子力協議会から原子力施設安全調査員として、週2日総務課においていただいているという状況でございます。この調査員が原子力の専門的知識、経験を有するものということで、現在は原電のOBということになっておりますけれども、通常時の原子力防災関係の事務ですとか、今回の防災計画の修正におきましても専門的な見地から助言などをいただいているという状況でございます。現在のところはこのような対応でいきたいということで考えています。

○後藤守議長 宇野議員。

○22番(宇野隆子議員) 防災計画の見直しについてですけれども、住民の避難計画を具体化すればするほど市民を安全に被曝させずに避難させることはできないと、私は策定の中でそういう矛盾に突き当たるのではないかと。それは先ほどの1回目の一般質問でも申し上げたとおりです。

県のシミュレーションを民間に36パターン出させましたけれども、これは原発事故単独の事故です。先ほども言いましたけれども、橋の陥没、道路の陥没等々、そういう要素が含まれていないという中でシミュレーションだったと、ここに問題があるということです。ですから、シミュレーションについても県が示された中でとっていますけれども、そういうことも含めてどのように考えるのか、避難計画は作れないと、そういう結論も出るのかどうか、それについてはどのように考えておりますか。

○後藤守議長 答弁を求めます。総務部長兼政策企画部長。

○佐藤啓総務部長兼政策企画部長 お答えします。避難計画についてですけれども、まず、大前提といたしまして、国で防災基本計画というものを作ります。それに従いまして国の行政機関ですとか都道府県とか市町村がそれぞれ防災計画を作っていくわけですけれども、それぞれの防災計画というのは整合性がとれていて、それぞれに抵触してはいけないということになっています。それは「災害対策基本法」の中にも書かれています。ですので、避難計画を策定しないということは基本的にはあり得ないということです。それはまず法的にそうなっているということが1つ。

それから、原子力発電所の廃炉云々とは別に、そもそも原子力発電施設が動いていなくてもさまざまな原子力施設が周辺にはございます。なので、そのようなものの事故に備えて避難計画を策定しておかなければいけないということですので、当然避難計画が実現不可能なものであってはいけませんけれども、避難計画を作って、そして今議員からご指摘あったように、それが実行可能なものであると、ならしめるということが必要なのではないかと考えております。

○後藤守議長 宇野議員。

○22番(宇野隆子議員) 先ほど申しましたけれども、避難計画は東海第二原発の事故で94

万人の方が30キロ圏内に住んでいるわけです。これは全国一の密集地にあるということなんです。それで県知事も、例えば5キロ圏内で避難したとしても、一番短い時間で15時間、一番困難なことを考えたときには35時間とかかかるだろうと。そういう部分を考えて、この避難行動計画を立てるのは非常に難しいと思うわけです。この避難計画を立てるというからどうしても立てると。でも実行不可能な計画では何の役にも立たないわけです。そういう面では、やはりきちんとできないものはできないということを表明していく必要があるのではないかと私は思います。

たとえ無理やり避難計画を立てたとしても実行不可能であって、常陸太田市民5万2,000人が避難できないと。こういうような計画であっても避難計画ができたんだから東海第二原発の問題については行動計画はできましたよと、こういうことではないと思うんです。やはり確かな防災計画というのは、もう老朽化した東海第二原発の再稼働を認めないと、廃炉にと。知事と自治体が協議していくということですから、そういう場面で意思を示していくことが私は市民から求められていることだと思いますけれども、このことについては市長にご見解を伺いたいと思います。

○後藤守議長 答弁を求めます。市長。

○大久保太一市長 これまで宇野議員からは原発の廃炉等について再三ご質問をいただきました。答弁してきたことと今日現在も変わっておりませんが、私は前にも答弁しましたように、日本の原発を今後エネルギー基本政策の中でどういう方向に持っていくのか、まずはその根幹をなすところをきちんと見直す必要があると思っております。そういう意味では、つい最近ですけれども、安倍首相は年内ぐらいにエネルギー基本計画の見直しを進めると明言されているところであります。

そういう中で、国民の生活、そしてまた経済活動等の疲弊を来さないことを条件として、原発依存度の軽減を図るということは国民全てが一致している考え方であると思っております。エネルギー基本計画では廃炉になったところもありますけれども、54基の原発を稼働させようとしてきたエネルギー基本計画現計画を大至急見直すべきだと思います。その中で絞り込みを行う必要があると思っております。

絞り込みをする1つの条件としては、例えば東海第二原発のように、できてから34年も経過している、いわゆる劣化をしているような施設等々については再稼働の対象から外していくべきだと、基本的にはそういうふうを考えております。そしてまた、それらについては、国の原子力規制委員会等がきちんとした役割を果たして、その中で安全性に関してきちんと判断をしていくべきであると。

一方、地域におきましては、先ほど来議論が出ておりますように、避難計画が本当に実行可能な計画になるのかどうか、そしてまたその計画が市民にとって納得のいく理解のいただけるような計画になるということが大前提であります。それらを総合的に判断した上で、東海第二原発の再稼働云々については、部長答弁のとおり判断をするような状況にございませんので、ただいま申し上げたような条件が整った上で判断をしていきたいと思っております。

以上です。

○後藤守議長 宇野議員。

○22番（宇野隆子議員） はい、わかりました。

規制委員会のほうで新しい適正基準を出しましたけれども、東海第二原発は再稼働に向けた申請書を出しているわけです。私ども日本共産党はそれはやめろというようなことを言いました。やはり住民の安全を守るためには東海第二原発は廃炉しないと、このことを述べまして一般質問を終わります。

○後藤守議長 次、5番深谷渉議員の発言を許します。

〔5番 深谷渉議員 登壇〕

○5番（深谷渉議員） 5番公明党の深谷渉でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

初めに、地域防災・減災対策についてでございます。

3・11東日本大震災から今日でちょうど2年半が経過いたしました。復興庁が各地方公共団体の協力を得て避難者等の現況数を平成25年8月12日現在で把握しております。全国の避難者数は約29万人、避難所にいる方は105人、仮設住宅等を含む住宅等に入居済みの者は全国で約27万4,000人、全国47都道府県、そして約1,200の市区町村に所在をしております。今日も茨城新聞に載ってございましたけれども、茨城県内では42市町村に所在し、親戚、知人等宅に610人、そして住宅等に4,613人で、合計5,223人が避難しております。いまだこれだけの数の方々が自宅や故郷に帰れず不便な生活を強いられているかと思うと心苦しくなります。

今、行政に求められていることは、復旧・復興をスピード感をもって進め、避難者全員が安心して暮らせるようにすることはもちろん、近い将来起こるとされている大震災、そしてまた、最近の異常気象による予期せぬ災害に対して防災や減災の対策をどれだけ進めることができるかです。

そこでお聞きいたします。中山間地等の集落散在地域における防災についてでございます。平成16年新潟中越地震では、地震に伴い発生した土砂災害により多数の孤立集落が発生しました。このため内閣府では全国の地方公共団体の協力のもと、平成17年度に中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況調査を実施いたしました。その後、平成20年、岩手・宮城内陸地震でも土砂災害により孤立集落が発生し、孤立集落対策の必要性が改めて認識され、同じ状況調査のフォローアップを行い、今後の孤立集落対策の検討に資するため、孤立集落対策の進捗状況を把握しております。

茨城県では、平成17年の調査で孤立可能性のある集落は90集落、次の平成21年の調査では81集落になりました。本市での孤立可能性のある集落数は、平成17年と平成21年でどのように変動したのでしょうか。その理由とともに伺いをいたします。

次に、この調査は集落の防災対策状況の調査もしております。その項目は、交通途絶になる要因、避難施設の状況、生活用品等の備蓄の状況、避難計画の有無など15項目に分けて把握しております。結果、2回の調査では大きく改善できたものは見受けられない状況であります。本市と

して孤立可能性のある集落の防災・減災対策として進めてきたことやその現状をお伺いいたします。

この調査の項目に情報通信手段についての項目があります。何らかの通信手段を有する集落の割合は半数弱にとどまっております。具体的な情報通信手段の整備状況は、消防団無線が19.5%、防災行政無線が27.2%の集落で整備されておりますが、それ以外の通信手段の整備率は1割にとどまっております。

東日本大震災等において、道路の寸断や通信の途絶による孤立集落が発生し、救命救助活動の大きな障害となったことから、既存の地上系の通信システムを補完する衛星系の通信システムの導入が不可欠であるとして、国は衛星携帯電話と当該携帯電話のバッテリーを充電する非常用発電機の購入に対して支援を行う地域防災力向上支援事業を平成23年度から実施しております。本市として災害時孤立可能性のある集落から市民の命を守るため、防災・減災を進める1つとして、この支援事業の活用をどのようにお考えなのか、ご所見をお伺いいたします。

2つ目に、いじめ問題でございます。

いじめ防止の対策について伺います。国がいじめ対策を本格化させてから初となるいじめ防止の法律、「いじめ防止対策推進法」が本年6月21日に成立し、同28日に公布されました。そして3カ月後の今月末28日に施行することになります。この法律の施行に当たり、その内容を具体的にお示しいただき、その見解をお伺いいたします。

また、法施行に当たり、本市として地域社会が総がかりでいじめ根絶に取り組める現場の体制づくり、情報共有の仕組みづくりを積極的に整えなくてはなりません。昨年の大変悲しい事故を踏まえ、今までの体制づくりとともに、今後の展望をお示してください。

3つ目の熱中症対策でございます。

クールシェアの導入についてお伺いいたします。環境省は「クールシェア」という家庭や地域で楽しみながら節電にもなる取り組みを呼びかけております。夏の暑い日、涼しい場所をみんなでシェア——分かち合いするのがクールシェアです。家族が別々に1つの部屋でエアコンを利用するのではなく、一部屋で家族みんなが過ごしたり、図書館や商業施設で涼んだりすることです。今年には多くの自治体の公共施設や商業施設でクールシェアを実施しているとのステッカーを目立つところに掲示し、椅子を設置するなど利用者が休息できるスペースを確保して、気兼ねなく涼めるようにする運動を実施しております。

本市では熱中症に気をつけるように防災無線で呼びかけをしておりますが、市としてクールシェアを実施すれば、あわせてクールシェア実施の公共施設等の利用を呼びかけることもできます。相模原市などでは、クールシェア実施の場所にうちわや熱中症予防や節電を呼びかけるチラシを配布しております。熱中症対策、節電対策としてクールシェア導入についてのご所見をお伺いいたします。

2つ目に、ミストシャワー、ミストファンの導入についてでございます。

先ほど同僚議員から同じような質問がございましたが、平成23年12月定例議会で、私は長岡京市の例を出して、民間資金を活用したPFI方式での学校への空調機設置をご提案させてい

いただきましたが、先ほど同様、耐震化対策が優先であり、県内でも特殊な例を除き設置しているところが少ないということで研究課題となりました。

私は、近年のこれだけの猛暑で児童生徒に我慢を強いるだけではいけない、子どもたちに少しでも暑さをしのいで喜んでもらいたい、命の危険をもたらす熱中症の予防をしたいとの思いから、簡易で極めて低コストでできる猛暑対策として、取手市が全小中学校と幼稚園にミストシャワーを設置したことをご紹介します。

教育長はその際、効果の検証をし、猛暑対策の1つとして検討されるとのことでした。今年度、各学校主導で個別に導入が進んだようですが、ミストファンの導入とあわせてその現状と今後の考えをお聞かせください。

続きまして、4点目のエコ製品設置補助についてでございます。

エコ対象製品の追加についてお伺いいたします。将来の水素社会の構築に向けて、平成21年度から世界に先駆けて本格販売が開始された家庭用燃料電池システム（エネファーム）、水素と酸素から家庭菜園のように我が家で使う電気とお湯を我が家で作る、快適で豊かな暮らしを維持しながらも省エネ、CO₂削減を実現することができます。

国は民生用燃料電池導入緊急対策費補助金を創設して、その導入を図っております。各自治体でもエネファームを対象製品に加えているところ、給湯器への補助金にかえてエネファームを新たに補助とするところなど、さまざまな取り扱いがされております。本市として今後エネファームをどのように扱うのか、ご所見をお伺いいたします。

5つ目に、障害者支援についてでございます。

視覚障害者のバリアフリー化についてお伺いいたします。今年の6月に成立した「障害者差別解消法」は、障害者への差別的取り扱いを禁止する内容で、国連の障害者権利条約の批准に必要な国内法として整備されました。施行は3年後の2016年4月の予定であります。この「障害者差別解消法」の趣旨と内容についてお伺いをいたします。

続きまして、「障害者差別解消法」を受けて、今後行政は障害者に対してあらゆる面でバリアフリー化が求められます。そこで、重要な行政情報の音声コードを付けた文書の作成をすることに対してのご意見を伺います。

身体障害者の程度は、最も重い障害等級がご存じのように1級から最も軽い6級まで6段階に分かれております。障害等級の1級と2級の人は重度障害と言われていますが、視覚障害者の場合には、この重度障害者の割合が約6割で、視覚障害者の2人に1人以上は重度障害者ということになります。この割合は、全ての障害の中で最も高い割合となっており、視覚障害者というのは重篤な障害だということが理解できます。そこで、情報保障の差別を解消する意味での情報バリアフリーを目的とした音声コードの活用促進について伺います。

音声コードとは、皆さんご存じのQRコードを思い出していただければわかりやすいかと思えます。印刷物の文字データをデジタル情報化して、約18ミリ角のスペースにおさめたバーコードで、漢字と仮名を含めて約800字の日本語が入力できます。このコードを印刷した文書を専用の活字読み上げ装置にセットすれば内容が音声で再生されるため、視覚障害者は点字を用いな

くても情報を得ることができます。最近では携帯電話対応の音声コード技術も開発され、さらに利便性が高まっております。本市として情報バリアフリーの一環として早急に取り組むべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

最後に、小型家電リサイクルについてお伺いいたします。

小型家電のリサイクルの取り組みについてでございますが、自治体が廃棄された小型家電を集め、貴金属や希少金属レアメタルを再利用する新制度、「小型家電リサイクル法」が4月から始まっております。これまで埋め立て処分するしかなかった廃家電の有効活用に道を開く制度であり、日本が目指す循環型社会の形成をさらに前へ進めるものであります。資源の多くを輸入に頼る産業界にとって、資源の再利用につながり安定した供給が期待できます。

現在、日本全体で小型家電は1年間に65万トン廃棄され、この中に含まれる有用な金属は約28万トンに上り、多くの貴金属やレアメタルが含まれているため、皆様ご存じのように「都市鉱山」と呼ばれて久しくなりますが、なかなかその制度は進みませんでした。しかし環境省の調査では、新制度への参加を予定している自治体は3割程度に過ぎず、人口に概算すると約44%で半分に満たない状況であります。新制度を生かすためには、参加自治体の増加が不可欠であります。本市としてこの制度へ参加し、小型家電リサイクルに取り組んでいくのか、その取り組みの現状と今後の課題についてお伺いいたします。

以上で私の1回目の質問を終わります。ご答弁よろしくお願いたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。総務部長兼政策企画部長。

〔佐藤啓総務部長兼政策企画部長 登壇〕

○佐藤啓総務部長兼政策企画部長 まず、地域防災・減災対策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の中山間地等の集落散在地域における災害時の孤立可能性のある集落についてでございますけれども、本市におきまして、道路交通の整備上から集落までのアクセス道路が全て土砂災害危険箇所となっているなど、外部からのアクセスが途絶する可能性のある集落につきましては、平成17年度及び平成21年度の調査ともに、金砂郷地区12カ所、水府地区が3カ所、里美地区が4カ所の計19カ所となっております。一方で調査後の道路改良等により、現在は金砂郷地区が2カ所、水府地区が3カ所の計5カ所となっております、減少している状況でございます。

2点目の、これらの集落への防災対策についてということでございますけれども、これまで市では自主防災組織の結成の推進と地域主体による防災訓練への協力、支援ということで、自助、共助を主とした地域の防災力強化を推進してまいりました。自主防災組織の結成につきましては、平成23年度をもちまして全町会に設置されましたことから、現在はさらなる推進、強化対策といたしまして、地域の防災リーダーの育成や自主防災組織の防災資機材の拡充のための補助を実施しております。現在のところ、このような取り組みを継続してやっているという状況でございます。孤立可能性のある集落のみに対する特別の取り組みは行っていない状況でございます。

3点目の、これらの孤立可能性のある集落への衛星携帯電話の整備についてのご質問でございますけれども、議員のご指摘にありましたように、導入の経費につきましては国からの補助の対

象となるものの、導入後は集落等が維持管理をすることになることや、今後「電波法」によるデジタル化への移行に伴い、市の防災行政無線のデジタル化の検討の中で、デジタル放送の双方向の送受信が可能になるというようなことも聞いておりますので、このような検討の状況も考慮しながら特別な対策が必要なのかについて研究してまいりたいと思っております。

また、これらの集落につきましては、道路交通事情が大きく影響しているということでございますので、特別な対策というよりは集落がそもそも孤立をしないように、道路整備の面からも対策を講じていくことが重要ではないかと考えております。

○後藤守議長 教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 いじめ防止の対策についてお答えいたします。

1年前、本市において中学生が自ら命を絶つという大変悲しい事故が起きてしまいました。教育委員会としましては、二度とこのような事故が起こらないよう常陸太田市子ども人権スローガン『「やさしさ」と「ありがとう」でつくる笑顔の輪 ～大切なものは近くにある～』の精神のもと、人権教育や道徳教育の充実を図り、いじめ未然防止及び解消に向けて取り組んでいるところでございます。また、今年度はよりよい学校生活と友達づくりのための「ハイパーQ U」を活用して心の教育の充実を図っているところでございます。

まず、「いじめ防止対策推進法」についてでございますが、9月28日に施行されるこの法律には、いじめの定義、いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、国や県、市、学校、保護者など関係者の責務など、また関係機関等との連携などが定められております。いじめ防止に関する初めての法律で、国民総がかりでいじめのない社会を作っていこうとする社会全体への強いメッセージになるものと捉えております。

本市といたしましては、これから出されるいじめ防止の具体策や重大事態への対処などが柱となる国の基本方針に基づき、これまでの本市におけるいじめ防止の取り組みを点検するとともに、本市の実態に合わせた対策の強化を図り、児童生徒が安心して安全に学校生活を送れるよう、より一層いじめ防止及び早期発見、早期対応のための体制整備を進めてまいります。

次に、地域社会が総がかりでいじめでいじめ根絶に取り組める現場体制づくりと情報共有の仕組みづくりの整備についてお答えいたします。

いじめ根絶に向けては、できるだけ多くの大人の目で児童生徒を見ていくことが大切です。そのため、各学校においては毎週時間をとって先生方が児童生徒の学校生活上の気になることについて情報交換をし、対応策を話し合っております。また、保護者や地域の方々との日ごろからの連携協力はもちろんのこと、中学校区単位で青少年相談員や主任児童委員、民生委員等との情報共有の機会を設け、連携強化を図っております。

さらに市全体では、警察や民生委員、児童相談所、市子ども福祉課など、関係機関と連携を図り、児童生徒に関する情報共有と問題行動等の解決に向けた話し合いの場を定期的に持っております。また、今年6月25日に児童生徒の健全育成を目指し、生徒指導に係る情報を密にするため、警察と学校との連絡体制について、県警本部と市教育委員会が協定を結んだところでござ

います。

いじめの問題は学校だけでは捉え切れない面があります。地域の方々に協力をいただけるようにきめ細かな情報交換に今後とも努めてまいりたいと考えております。

さらに、今後とも「いじめ防止対策推進法」や基本方針の趣旨や内容を踏まえて、本市で取り組んでいる子ども人権スローガンの精神を保護者や地域の方々、特に中学校区単位での関係団体の方々にご理解をいただくとともに、学校の情報を積極的に発信したり、また地域の情報を得たりして、よりよい信頼関係を築き、いじめのない学校づくりに努め、児童生徒一人ひとりを大切に育ててまいりたいと考えております。

次に、ミストシャワー、ミストファンの導入について、学校を中心に暑さをしのげる場所の確保としてのミストシャワー、ミストファンの導入についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、市内の小中学校における設置状況についてでございますが、市内の小中学校におきましてはミストファンの設置はございません。全てミストシャワーでございますが、小学校では8校、中学校では5校の現在13校が設置しており、また1校が設置の準備をしております。各校のミストシャワーの設置数は、ほとんど1カ所でございますが、水府小においては7カ所、瑞竜中と南中では2カ所に設置されております。設置されている場所は多くの児童生徒が行き来する昇降口や体育館の前などが多く、登校時や休み時間などに水を霧状に放出して、生徒や先生方から涼しくなってよいとの好評を得ております。

ミストシャワーは時間と場所が限られるなど効果が限定的な面もございますが、器具の価格が長さ7.5メートル程度のもので一式5,000円前後と手ごろでありますので、また、水道につながりだけで簡単に使用することができることから、猛暑をしのぐための対策の1つとして未設置の学校について早急に導入を進めてまいります。

○後藤守議長 保健福祉部長。

〔埴信夫保健福祉部長 登壇〕

○埴信夫保健福祉部長 初めに、熱中症対策についてのご質問にお答えをいたします。

まず、現在取り組んでおります熱中症対策といたしましては、防災無線を利用いたしました注意の喚起、公民館、社会福祉協議会各支部、老人会等を対象にして開催しております健康教室、健康相談事業などを通じましての講話、市広報紙やお知らせ版などを利用いたしまして熱中症の予防に取り組んでいるところでございます。

ご質問の熱中症対策としての施設の提供であります。現在でも本庁舎や支所、図書館などの公共施設におきましては、クールダウンをしていただくための場所としてご利用いただいている状況もございますので、引き続きましてこれらの施設で暑さをしのいでいただくための環境を整えながら公共施設の利用へと誘導してまいりたいと考えております。

また、民間の施設につきましては、電気使用量の削減により社会全体としての環境への配慮や経済の活性化に資することを目的に、茨城県が取り組んでおります「いばらきクールシェア」の協力店が市内9店舗ほどございますので、これらの民間施設への呼びかけのほか、新たな民間施設の参加協力につきましても関係課が協働して取り組んでまいりたいと考えております。議員ご

提案のクールシェア施設としての案内表示につきましても掲示できますようあわせて取り組んでまいりたいと考えております。

なお、熱中症対策として最も大切なことは、市民一人ひとりが熱中症について十分に理解をしていただきまして、自己管理をする中で熱中症にかからないような生活をしていただくことが基本であると思います。そのような方向に導くことができるように、さまざまな機会を通じまして熱中症の予防に対する知識の普及啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、「障害者差別解消法」の内容についてお答えをいたします。

この障害者差別解消につきましても、「障害者基本法」の基本的理念にのっとりまして、全ての国民が障害のありなしによって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置、これらを定めたものでございます。

基本的な事項といたしましては、国、地方公共団体及び国民の責務、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する行政機関等及び事業者の施設環境の整備、政府による基本方針の策定などが定められております。差別を解消するための措置といたしましては、行政機関及び事業者における差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止などが定められております。

この法律の施行日は、一部を除きまして平成28年4月1日となっております。それまでに政府による基本方針の策定、国の行政機関の長及び独立行政法人等による職員対応要領の策定、主務大臣による事業者のための対応指針の策定などを行うことになっております。一方、地方公共団体におきましても、努力義務ではありますが、職員対応要領の策定をするとともに、相談及び紛争防止等のための体制の整備、住民への啓発活動を行うこととなります。

また、国及び地方公共団体の機関は、情報の交換、相談、協議等の取り組みを行う協議会を組織できるものと規定されております。具体的には、障害を理由とする差別の解消を推進する分野は広範であることから、今後の内閣府からの通知等を参考にしながら、本市におきましても法の趣旨の周知を図り、順次対応を進めてまいりたいと考えております。

次に、重要な行政情報に音声コードを付けた文書を作成することに対してのご質問にお答えをいたします。

議員ご提案の音声コードにつきましても、特定の携帯電話でも読み取る機能を備えている機種があるということですので、既に利用している方もいるとは推察されるところであります。音声コードを読み取る専用の活字文書読み上げ装置につきましても、視覚障害者向けの日常生活用具給付事業の対象機器となっております。購入に際しましては、補助により廉価で購入ができるものでありますが、今までこの活字文書読み上げ装置の購入の実績はない状況にあります。

これらの状況から見ますと、現在音声コードを付けた文書を早急に作成する必要性はないのではないかと考えておりますが、国の発行物、それから病院の処方箋、金融機関などで採用され始めていると聞いております。全国的にも少しずつではありますが広がってきているということも

ございます。市といたしましては、今後の社会的な普及の状況を十分注視いたしまして、適時適切な時期に対応してまいりたいと考えております。

○後藤守議長 市民生活部長。

〔荻津一成市民生活部長 登壇〕

○荻津一成市民生活部長 初めに、家庭用燃料電池（エネファーム）設置費用の補助についてのご質問にお答えをいたします。

家庭用電池（エネファーム）は、家庭においてエネルギーを作り、発電と給湯を同時に行うことができるエネルギー効率の高い次世代のクリーンエネルギーとして、今後普及が進んでいくものと考えております。しかしながら、現在は設置費用が200万円から300万円程度と高額であるため、国の補助制度があるものの、他市の状況においてもまだ利用は少ない状況にあります。

エネファームはエネルギーを有効に活用し、CO₂削減につながる効果的な設備であると認識しております。そういうことから、設置費用への補助につきましては、今後の普及状況、または他市の導入状況を参考に研究してまいりたいと考えております。

続きまして、小型家電のリサイクルの取り組みの現状と今後の課題についてのご質問にお答えいたします。

本年4月に「小型家電リサイクル法」が施行され、各自治体において小型家電リサイクルの実施が求められている中、本市では使用済み小型家電機器の多くが集積場で、その他の金属類、または清掃センターに持ち込まれる粗大ごみとして分別、回収されております。しかしそれに含まれる金や銀、レアメタルなどのリサイクルすべき有用な金属が取り出されないまま埋め立てなどの処分がされている状況でございます。このため本市では、小型家電リサイクルの実施に向けて有効な分別回収方法や回収品目について、市民環境会議などでの協議を行いながら原案の作成を進めているところでございます。

分別回収には、さまざまな方法が考えられますが、本市では昨年、資源ごみの23分別回収を開始したばかりであることから、市民に新たな負担と混乱を生じさせないことを念頭に、現在の分別回収方法を利用した方法を検討しております。具体的には、その他の金属類等で回収した資源ごみの中から清掃センターでさらに小型家電機器を選別するピックアップ回収と、市民がいつでも出すことができるよう市役所など主な公共施設に専用の回収ボックスを設置するボックス回収の併用型で進める考えでございます。

また、回収する品目につきましては、国が指定する特定品目――96品目でございますけれども、その中から回収量や採算面に考慮しながら絞り込んでいく考えでございます。

○後藤守議長 深谷議員。

〔5番 深谷渉議員 質問者席へ〕

○5番（深谷渉議員） ただいまご答弁大変ありがとうございました。それでは、1番目から再質問いたします。

地域防災・減災対策についてでございます。私、当初は19カ所、2回目に17カ所で2カ所減ったとお聞きしたんですけれども、部長の答弁ですと5カ所になったということですが、その

違いというのはどうなんでしょうか。よろしく申し上げます。

○後藤守議長 答弁を求めます。総務部長兼政策企画部長。

○佐藤啓総務部長兼政策企画部長 お答えします。

数字の件ですけれども、私が答弁をしました17年も19カ所、21年も19カ所、その後調査はありませんけれども、調査後の道路改良で現時点では5カ所という数字が正しい数字でございまして、もし議員さんのほうに担当のほうから数字が間違っているとすれば大変申しわけなく思いますけれども、私の答弁した数字が正しい数字となっております。

○後藤守議長 深谷議員。

○5番（深谷渉議員） ありがとうございます。

その5カ所ですけれども、現時点でどこの集落かわかりますか。

○後藤守議長 答弁を求めます。総務部長兼政策企画部長。

○佐藤啓総務部長兼政策企画部長 お答えします。

旧金砂郷町については蜂巢、それから埜、旧水府村に関しては、岩戸、岩本が一くくりです。それから中西、岩折となっています。

○後藤守議長 深谷議員。

○5番（深谷渉議員） 市として集落の現時点での戸数と人数、そして災害避難のときの要援護者の数は把握されているのでしょうか。

○後藤守議長 答弁を求めます。総務部長兼政策企画部長。

○佐藤啓総務部長兼政策企画部長 お答えします。

今、手元に資料はございませんけれども、もちろんどれぐらいの方が住んでいるのか、例えばそこに要援護者の方がどれぐらいの方がいるのかということは調べればすぐわかると思います。

○後藤守議長 深谷議員。

○5番（深谷渉議員） 突然の災害というのは起こり得ますので、ぜひとも各集落に対してのそういった情報というのは常に敏感になっていただきたいと要望いたします。

衛星電話については理解いたしました。

続きまして、2問目のいじめの問題についてご質問いたします。

文部科学省は今後、「いじめ防止対策推進法」に基づいて定めるいじめ防止基本方針を申し示して地方自治体に対して地域いじめ防止基本方針の策定に努めるよう求めております。つまり地域いじめ防止基本方針というのは、各地方自治体の努力義務ということになっております。先ほどの答弁ではそこまで触れていませんでしたが、本市として地域いじめ防止基本方針の策定をするのか、そしてその後公表する方向であるのかどうかお伺いいたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。教育長。

○中原一博教育長 お答えいたします。

本市といたしましては、この後国から示されるいじめ防止基本方針に基づきまして、本市としての実態を踏まえながら地域いじめ防止基本方針——これは努力義務になっておりますけれども、必ず策定し、その公表を進めていく予定でおります。

○後藤守議長 深谷議員。

○5番(深谷渉議員) ありがとうございます。

私は昨年9月の定例議会で、いじめ防止をするための対策として10項目の推進の必要性を述べさせていただきました。その中の1つにいじめ防止条例の制定を訴えております。今回の「いじめ防止対策推進法」をさらに補って、そして本市としての覚悟を条例として求める時期ではないかと思いますが、ご所見をお伺いします。

○後藤守議長 答弁を求めます。教育長。

○中原一博教育長 ただいまのご質問でございますが、全国の地方自治体の中にはいじめ防止条例を制定しているところが何市町村かございます。本市においてもいじめは学校現場だけの問題ではなく社会全体としていじめ撲滅を目指す姿勢が大切であると考えております。学校教育内だけではなく、これは市全体で考えていかなければなりませんので関係課と協議してまいりたいと考えております。

○後藤守議長 深谷議員。

○5番(深谷渉議員) 今後ともご検討をよろしくお願いいたします。

地域社会総がかりでいじめ根絶に取り組む現場体制づくりということで、教育長は人権スローガンのもと、心の教育を基盤とした学校教育を推進していくとお話をされております。教育長として、心の教育を推進していく前提として、意味が広がりますけれども、小中学校で何を具体的に推進したいとお考えなのかお伺いいたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。教育長。

○中原一博教育長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

本市といたしましては、市子ども人権スローガンの精神を生かし、これまで心の教育を基盤とした学校教育を推進してきております。

まず私は、元気な挨拶、あるいははっきりした返事、整理整頓など当たり前のことが当たり前にできること、あるいはありがとうという感謝の気持ちを伝えることができることなど、生きていく基本を培っていくことが大切かなと思っております。このようなことにつきましては、各学校においてこれまでも児童会や生徒会などが中心になってこの活動を通してこのような心根を培ってきているところでございます。

また、花を育てる活動、あるいは幼児や高齢者の方々との触れ合い活動、地域でのボランティア活動など直接体験を重視するとともに、異学年交流や部活動など集団活動の中で多くの人のかかわり合い、あるいは切磋琢磨できる活動を通して優しさ、あるいは思いやり、たくましさなどの心根を育てていくべきであると考えております。

今後とも私はやはり学校においては道徳教育や人権教育、それに各教育活動、あるいは各教科等の指導、全ての教育活動を通して児童生徒一人ひとりを大切に、人が人として生きる上で一番基本となる豊かな心をはぐくんでまいりたいと考えております。

○後藤守議長 深谷議員。

○5番(深谷渉議員) 丁寧な答弁大変ありがとうございました。

私も教育長に同感ですけれども、1つ、子どもさんの最大の教育環境とは何かというと、やはり先生自身だと私は思っております。したがって、先生が子どもたちにどう向き合えるのかといった先生のゆとりを作り上げられるかどうかがいじめ防止の最大の要因ではないかという思いであります。

以前より質問をさせていただいて、先生が忙し過ぎる、子どもに向き合う時間が短過ぎるといったお話をさせていただきましたけれども、しっかりその辺の調整が今後ともできるよう努力を要望いたします。

続きまして、熱中症対策のクールシェア導入でありますけれども、導入に前向きに検討されるということでもあります。クールシェアの副産物としては、家庭や地域のコミュニケーションの活性化にもつながります。ぜひ、来年の夏にはステッカーを張って、涼む方が堂々と涼めるようにアピールをしていただきたいなと思っております。

続きまして、ミストシャワー、ミストファンについてでありますけれども、色々やはり、涼しさのために何かないのかなと探すといろいろあるんです。ミストシャワーは普及してきましたけれども、今度ミストファンというのもありまして、これは室内でも室外でも使えるような、そういったものもございます。

足利市などは、小中学校全普通教室447教室にその設置をいたしまして、扇風機は天井についているんですけれども、さらに気温を下げるためにその効果を狙って、また学習、学校生活が快適になるように、学力向上につながればと設置したそうであります。その他九州のほうで、レンタルで少し大き目のミストファンを導入したところもございます。

先ほども答弁がありましたように、エアコンというと高額であります。子どもたちは我慢だけでは通用しなくなってきている。何かしら少しでも対策を打てればという気持ちであります。それは要望にととどめておきます。

続きまして、エコ製品の設置補助についてであります。エネファームの設置補助でありますけれども、私も早急に設置してほしいというわけではなくて、補助金を見直す時期があると思うんです。補助金をいつ見直すのかというタイミングが非常に難しいのかなと思います。

例えば昨日、同僚議員から質問がありましたように、電気式の生ごみ減量器、これはごみは減らせても電気を長時間使ってCO₂削減につながらないと。そして意外と処理したごみが肥料として利用できないという理由で申請者が全国的にかなり減っているということで、その補助を取りやめているところもあると聞いております。そういった意味で、補助金の申請があるからというわけではなくて、ある程度その辺の判断時期というのがあるかと思うんですけれども、その辺はどのようにお考えになっているのかお伺いいたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。市民生活部長。

○荻津一成市民生活部長 お答えいたします。

現在、議員がおっしゃるとおり、この補助金の制度がございます。その中で年々申請件数とか補助金の額も当然検証していく必要があると思います。それから、社会全体の中での必要性もあわせて考えていく必要があります。補助金として導入するか、または取りやめるか、そこら辺の

判断につきましては、総合的な中で考慮しながら決めていきたいと考えております。

○後藤守議長 深谷議員。

○5番（深谷渉議員） 今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、障害者支援についてお伺いをいたします。音声コードについてでありますけれども、先ほどの部長の答弁では、音声コードを読み上げる機械が日常生活用具の給付制度で利用している人が少ない、ほとんどいないので普及していないということをおっしゃいましたが、私は反対だと思うんです。音声コードを市として重要な文書の場合は付けてあげると。それを市としてしなければ、当然読み上げ装置の機械も利用することはないと思うんです。ですから、市としてどう音声コードを付ける対策をしていくのかというのが問題だと思うんです。

音声コードは、特定のソフトとワードが使えれば誰でも作成できるものだと聞いております。当然研修が必要ですが、ご存じのように、今、年金定期便には音声コードがついております。重要な自分の年金情報を人に読んでもらうのではなくて、自分できちんと聞きたいという要望があって国で音声コードを付けております。また、都市部などでは医療情報などもどんどん音声コードが入ってきております。そういった意味で、市として市民の税金やそういった重要な情報、医療情報などの音声コードをきちんと作っていくべきではないかという趣旨で質問しているんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○後藤守議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○埴信夫保健福祉部長 音声コードの利用ということですが、議員おっしゃるように、パソコンでのコード変換ソフトもあって簡易に利用ができますよということでもあります。

先ほども申しましたが、全国的にも音声コードを付けてある文書が少しずつ増えてきているという状況であります。それらの状況を参考にしながら、市としてもどういう刊行物から利用できるか、検討しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

○後藤守議長 深谷議員。

○5番（深谷渉議員） ありがとうございます。

日本眼科医会の発表によれば、文字が読みづらいという方は全国で約164万人いるそうです。そして障害者手帳保持視聴覚障害者は約32万人、そのうち点字が利用できる人というのは10%に満たないそうです。ほとんどの視覚障害者の方は、音声による情報入手に頼っているんです。

本市では、視覚障害者が等級別にどのぐらいいらっしゃるのかお伺いいたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○埴信夫保健福祉部長 現在、等級別でいきますと、視覚障害は1級が46人、2級が32人、3級が6人、4級が8人、5級が15人、6級が14人、計121人ということで、先ほど議員からお話がありましたように、当市におきましても1級、2級で約66%の障害の方がいらっしゃるという状況であります。

○後藤守議長 深谷議員。

○5番（深谷渉議員） ありがとうございます。

今おっしゃったように、1級、2級の重篤な障害を持っている方が約六十数%、本市にもいらっしゃるということで、やはりその方で点字が読める方というのは、平均で10%いるかいないかだと思うんです。それ以外の方は音声情報にこれからは頼っていきたいという希望が必ずあるわけです。

音声コード導入というのは、情報のバリアフリー化に欠かせないものだということが数から見ても必要性を感じるわけでありますけれども、まず、導入のための研修を職員の方をお願いして、そういった対策を打てればという気がいたします。地域生活支援事業の中で理解促進研修・啓発事業というのがあるかと思うんですけれども、それを利用すれば職員の研修は可能なのかどうか伺いたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○埴信夫保健福祉部長 いろいろな政策・施策関係につきましては、職員が現場を確認してその上で判断するという必要だと考えておりますので、そういう機会が設定できれば職員に現状を研修してもらうということは考えていきたいと思っております。

○後藤守議長 深谷議員。

○5番（深谷渉議員） 時間もなくなってきましたので。

「障害者差別解消法」が3年後に施行ということで、市としても少しずつ情報のバリアフリー化をしていく必要があると思っておりますので、ぜひとも研修を受ける対策をとっていただき、バリアフリー化に努めていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○後藤守議長 以上で一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事は議了いたしました。

次回は、明日定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後0時00分散会